

伊予市学校給食配送マニュアル

平成29年11月

伊予市教育委員会

目次

1	学校給食センターの業務	1
2	配送業務受託者の業務	1～3
3	学校での業務（学校職員の業務）	3～4
4	配送車両の管理	4
5	配送員の衛生管理	4～5
6	配送員の教育及び研修	5
7	事故等発生の際の対応	5
8	関係法令等の遵守	5
	給食配送経路図	6～7
	給食配送計画	8
	学校給食配送車 運転記録簿	9
	配膳室確認表	10

1 学校給食センターの業務

(1) 配送時の業務

- ①食器コンテナを消毒保管庫から取り出し、コンテナ室に配置する。
- ②調理した主食、副食等をコンテナに入れる。
- ③配送先、配送順番どおりのコンテナかを確認する。

(2) 回収時の業務

各学校等から回収されたコンテナを受け取り、食器、食缶、コンテナ等を洗浄し保管する。

- ①コンテナを所定の位置まで運び、開扉する。
- ②コンテナ内の食器・食缶を取り出し、各洗浄機まで運ぶ。
- ③食缶内にある残菜を計量する。
- ④牛乳の紙パック、パンの袋、デザートのごみをごみ置場に運ぶ。
- ⑤コンテナ、食器、食缶を各洗浄機に入れ洗浄後、消毒保管庫にて保管する。
- ⑥洗浄完了後、残菜を処理し、各洗浄機及び室内の清掃を行う。

2 配送業務受託者の業務

(1) 基本的事項

配送業務受託者（以下「受託者」という。）は、学校給食センター（以下「給食センター」という。）で調理した給食及び食器類が入ったコンテナを専用の配送車に積載し、指定時間内に給食センターから市内小中学校、幼稚園（以下「各学校・園」という。）へ配送する。給食終了後、コンテナを各学校・園から回収し、学校給食センターに運ぶ。

※土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業日（夏休み、冬休み、春休み）等は原則として業務は行わない。ただし、学校行事や災害時の支援活動等により給食を配送する場合もある。

- ①給食センターでコンテナの確認を行った後、コンテナ及び学校給食に関する書類を各学校・園の配膳室まで配送する。

※伊予地区（伊予小学校、伊予中学校、郡中小学校、港南中学校）は、食器と食缶を別便で運搬する。回収時も同様とする。

- ②給食終了後、配膳室からコンテナを回収して給食センターへ運び、給食センターの指示どおりの順番で引き渡す。
- ③受取り及び引渡しの確認を、給食センター及び各学校職員双方で責任をもって行い、その際にコンテナに汚損がないかどうかを常に確認する。
- ④校内及び園内での配送車の運行は、児童・生徒や園児の安全を確認のうえ、業務を行う。
- ⑤コンテナの扉、配送車の扉は必要なとき以外は閉めておく。

⑥給食センター及び各学校・園の運営方針を十分理解し、給食センター及び各学校・園との良好なコミュニケーションの確保に努める。

⑦配送及び回収計画、時間及び距離については、道路事情、運行時間等、配送車の運行に必要な状態を把握し、配送経路図や配送計画に基づいて、責任をもって配送及び回収を行う。

(2) 業務従事者の配置

受託者は、学校給食配送業務が円滑に実施できるように業務責任者及び配送業務従事者（以下「配送員」という。）を配置し、業務時間内においては、携帯電話等により常時連絡可能な状態とする。

①業務責任者

- ・給食センターとの連絡・調整、また指揮・監督等配送業務全般の円滑な遂行を図る。
- ・毎月末までに配送車運転員出勤簿、配送車運行管理簿及び運転記録・日常点検記録表を給食センターに提出し、確認を受ける。
- ・毎年度終了時に当該年度中の車両整備状況の記録簿等を提出する。
- ・運転員に変更が生じたとき、定期点検結果、車検結果、事故報告等、随時必要な書類を速やかに提出する。

②配送業務従事者（配送員）

- ・運転員は原則専任とする。
- ・急きょ欠勤しなければならない等に備えて、代行員を準備しておく。
- ・業務内容については、(4)配送員の業務において記載のとおりとする。

(3) 配送・回収時刻

配送ルートは7ルート7車両とし、各ルート及び配送計画については、別紙の配送経路図、配送計画のとおりとする。

A：佐礼谷小学校 ⇒ 中山幼稚園 ⇒ 中山小学校 ⇒ 中山中学校

B：由並小学校 ⇒ 下灘小学校

C：翠小学校 ⇒ 双海中学校

D：伊予小学校 ⇒ 伊予中学校（回収：伊予中学校 ⇒ 伊予小学校）

E：北山崎小学校 ⇒ 南山崎小学校

F：郡中小学校

G：港南中学校

①配送時の予定時間

給食センターの出発予定時間：午前9時30分～11時35分

各学校・園への到着予定時間：午前10時10分～11時50分

②回収時の予定時間

各学校・園への到着予定時間：午後1時20分

給食センターへの到着予定時間：午後 1 時 35 分～ 2 時 50 分

(4) 配送員の業務

【午前中の業務】

- ①入所時にタイムカードを打刻し、衛生管理状況確認を行う。
- ②給食センター事務室で、運転記録簿等を受け取り、運搬用車両の準備を行う。
- ③手洗い後、清潔な専用の衣服を着用し、プラットホームで靴を履き替えた後、コンテナ室の食器・食缶コンテナを給食配送車に積載し、ルート・タイムスケジュールに基づいて、各学校・園に運搬する。
- ④配膳室管理者が開錠した後、配膳室の所定の場所にコンテナを降ろす。
- ⑤荷おろし完了後、確認書に時間、天候、室温等を記録する。
- ⑥午前中の配送を終えた後、それぞれ所定の場所で昼食をとる。

【午後の業務】

- ①各学校・園の配膳室から食器・食缶コンテナを運搬用車両に積載し、ルート・タイムスケジュールに基づいて、給食センターに運搬する。
- ②給食センターのプラットホームにコンテナを降ろし、洗浄室の入り口周辺まで運ぶ。
- ③コンテナの運搬作業が終わり次第、車内に汚れや異物の付着がないか確認し、運搬用車両の清掃を行う。水道水または温水でブラシ等を使って洗浄後、洗剤溶液で洗浄し、水道水または温水で洗剤を洗い流して乾燥させる。
- ④運搬用車両を所定の駐車スペースに駐車する。
- ⑤給食センター事務室に運転記録簿等を提出する。
- ⑥退所時にタイムカードを打刻する。

3 学校での業務（学校職員の業務）

(1) 牛乳・パン・果汁の受取り

- ①業者の配送に合わせ、配膳室の開錠を行う。
- ②納入された牛乳・果汁の検温を行い、配膳室確認表に記録する。
- ③クラスごとの個数を数えて冷蔵庫に入れ、庫内温度を確認する。
- ④作業後、配膳室を施錠し、関係者以外が立ち入らないようにする。

(2) コンテナの受取り

- ①配送車の到着に合わせ、配膳室の開錠を行う。
- ②コンテナ内の食器・食缶・アレルギー食の確認を行うとともに、庫内温度を確認し配膳室確認表に記録した後、配膳室を施錠する。
- ③午前中の授業終了後、児童・生徒が食器や食缶を取りに来るまでに、配膳室を開錠し、コンテナを開けて待機する。

(3) 食器・食缶の返却

- ①各クラスから食器・食缶が返却されたのを確認し、前日の未返却の食器等をコンテナに積載した後、コンテナの扉を閉める。
- ②配送員がコンテナ等を給食配送車に積載したのを確認した後、配膳室の清掃を行う。
- ③作業後、配膳室を施錠し、関係者以外が立ち入らないようにする。

4 配送車両の管理

(1) 配送車両の保管場所

- ①配送車両使用の本拠地及び保管場所は、原則として給食センター内の車庫とし、受託者は、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、適切な車両の保管、施設の管理を行う。
- ②配送車両は、学校給食の配送及び回収業務以外に使用しない。

(2) 配送車両の点検・整備・保守

- ①配送車両は、関係法令により定められた点検を確実に実施する。点検の結果、修理の必要があると認められるときは、早急に修理を行い、配送業務に影響しないようにする。
- ②配送車両は、業務の円滑な実施のための整備を行う。故障等の突発的な不具合には、早急に修理又は代替車両により配送業務に影響しないようにする。
- ③毎日の業務終了後、配送車両荷台内部の清掃を行い、常に清潔に保つとともに、内部に異物や損傷箇所等がないよう常に点検する。
- ④車両外部の清掃については、必要に応じて清掃作業を行う。
- ⑤每学期開始前には、必ず配送車両の清掃・点検を行う。

5 配送員の衛生管理

- (1) 配送員は、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌 O-157 の毎月 2 回以上の保菌検査、併せて学校給食センターが別に指示する保菌検査を受けなければならない。

検査の結果、陰性と認められなければ乗務することができない。なお、新規採用者は、検査結果で陰性と認められた後に乗務可能となる。

※業務がない長期休業日（夏休み、冬休み、春休み）においても、保菌検査を行わなければならない。

- (2) 配送員が急病等で急きょ対応できない場合は代行員が必要となるが、代行員においても、上記(1)の基準を適用する。
- (3) 受託者は、配送員の健康管理に注意を怠らないようにし、下痢症状、発熱、せき、外傷、皮膚病等伝染性の疾患で、食品衛生上支障の恐れがある者を業務に従

事させない。

- (4) 配送員は常時、専用の清潔な衣服、白帽、マスク、白短靴又は白長靴、顔写真入りの名札を着用すること。また、履物については、外用と配膳室・風除室用を区別し、必要な場合は準備する。
- (5) 乗車前には、必ず手洗い及びアルコール消毒を行うこととし、コンテナの搬送前に再度、手洗い及びアルコール消毒を行う。また、専用の衣服、白帽、マスクを着用したままトイレに入らないようにし、用便後は必ず手洗い及びアルコール消毒を徹底する。

6 配送員の教育及び研修

受託者は、学校給食が教育の一環であることを認識し、配送員に対し、必要な教育や研修を定期的実施する。

- (1) 学校給食の衛生的かつ適切な取扱いを徹底する。
- (2) 服装や態度に十分注意し、学校給食関係者としての品位を保持する。
- (3) 交通法規や安全運転の遵守を徹底する。特に、学校敷地内における最徐行運行に努め、事故、敷地内施設の損壊防止等に万全を期すこと。

7 事故等発生の際の対応

- (1) 交通事故等が発生した場合には、速やかに給食センターへ事故報告する。
- (2) 配送業務中に生じた事故等によるコンテナや食器類等の破損等の損害は、全て受託者の負担とし、責任をもって解決する。
- (3) 受託者の責に期すべき事由により給食センターに損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。
- (4) 配送車両の故障及び事故等の場合には、受託者の負担で代替車を配車する。

8 関係法令等の遵守

受託者は、配送業務の実施に当たっては、学校給食法、食品衛生法、道路交通法、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、業務に支障がないよう配慮するとともに、その責任を負う。